NEWS RELEASE

平成２９年　５月１２日

お 客 様 へ

株式会社　栃 木 銀 行
取締役頭取　黒本　淳之介

金融円滑化にかかる貸付条件の変更等の実施状況について

平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は期限到来しましたが、弊行では引き続きお客さまへの円滑な資金供給や返済条件の変更等金融の円滑化に努めており、平成 29 年 3 月末までの「貸付条件の変更等」の実施状況を下記のとおりお知らせいたします。

記

貸付条件の変更等の実施状況　（単位：件）

	合計	中小企業者	住宅資金借入者
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	46,562	44,923	1,639
実行に係る貸付債権	45,373	43,954	1,419
謝絶に係る貸付債権	384	317	67
（うち謝絶とみなした貸付債権）	(108)	(62)	(46)
審査中の貸付債権	186	181	5
取下げに係る貸付債権	619	471	148

※平成 29 年 3 月末までの累計受付分を表記しております。条件変更の申込件数は 46,562 件（中小企業者：44,923 件、住宅資金借入者：1,639 件）このうち 45,373 件（97.4%）を実行しております。なお、謝絶にかかる件数 384 件のうち、申込みから 3 か月の間に実行に至らず、期間経過により謝絶とみなした件数が 108 件含まれております。したがって、実質的な謝絶の件数は 276 件であり、全体の申込の 0.59%です。

【中小企業者】　申込件数 44,923 件のうち 43,954 件（97.8%）を実行しております。

【住宅資金借入者】申込件数　1,639 件のうち 1,419 件（86.6%）を実行しております。

詳細につきましては、弊行ホームページ「金融円滑化への取り組み」に掲載いたします。
また、弊行の店頭においても詳細について閲覧いただけます。

以上

First for You
あなたとともに

TOCHIGI 栃木銀行